

施設園芸物価高騰緊急対策事業実施に係る運用について

令和8年3月10日

農産園芸課

宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱（平成10年4月1日農産園芸課）（以下「交付要綱」という。）における、「施設園芸物価高騰緊急対策事業」実施に係る運用については、下記によるものとする。

記

1 事業の目的

物価高騰の影響を受ける施設園芸農家に対して、生産基盤となるハウスの長寿命化や機能向上、栽培環境改善につながる機器の導入等を支援することにより、影響の緩和と生産基盤の強化を図る。

2 補助対象経費及び補助上限額等

(1) 栽培環境改善緊急支援事業

ア 補助対象経費

農業用ハウスの長寿命化や機能向上、栽培環境の改善に資する設備・施設の導入に要する経費

(ア) 補助対象取組

a ハウス長寿命化・機能向上

既存ハウスの改修、補強、自動開閉機の導入による機能向上

b 栽培環境の改善

果樹・花きのヒートポンプの導入、いちごの高設栽培施設・育苗用パイプハウス（基礎石なし）・育苗用ベンチ、露地栽培から施設栽培の転換に資するパイプハウス資材

(イ) 留意点

a 以下の費用は補助対象経費に含まない。

(a) ハウスの改修や補強、機器等の設置工事に要する人件費や施工費

(b) 既存資材・機械の撤去に要する費用

b 補助対象は、取組主体が所有する農業用ハウスとする。ただし、露地栽培から施設栽培への転換に資するパイプハウスの導入については、この限りでない。

なお、新規就農者又は担い手（農業協同組合等の受け皿組織を含む。）への譲渡を目的としたものは補助対象としない。

(ウ) 補助対象者

営農集団等

イ 事業採択の優先事項

予算額に対し要望額が上回る場合は、別添のとおり優先するとともに、事業内容等を県農産園芸課で協議の上、採択するものとする。

(2) 木質ペレット安定価格支援事業

ア 補助対象経費

木質ペレット価格の負担軽減に係る経費

(ア) 補助対象取組

木質ペレット価格安定支援事業は、施設園芸用木質ペレット暖房機に使用される木質ペレット燃料を販売する者のうち、重油使用量削減のための取組を推進するとともに、利用者への安定供給に取り組んでいること。事業の着手は、交付要綱別表の補助対象経費にあるとおり、令和7年4月1日以降に実施したものを対象とする。

(イ) 補助上限額

7円/kg以内

(ウ) 補助対象者

農業協同組合、民間企業等

3 事業実施等の手続等

(1) 事業計画書の作成及び提出

事業を実施しようとする事業実施主体は、市町村と連携し、交付要綱別記様式第1号により事業計画書を作成の上、栽培環境改善緊急支援事業の計画書は、所管する西臼杵支庁又は農林振興局（以下「支庁・振興局」という。）の長に提出し、木質ペレット安定価格支援事業の計画書は、直接、県農政水産部長へ提出するものとする。

ただし、栽培環境改善緊急支援事業の計画書であっても、複数の地域をまたぐ事業実施主体の場合は、直接、県農政水産部長へ提出することができるものとする。

(2) 事業実施計画の審査等

支庁・振興局の長は、事業実施計画の内容を速やかに審査し、適当であると認められるときは、県農産園芸課と協議の上、予算配分を受けるものとする。

なお、事業実施主体への補助金の交付に当たっては、交付要綱に定めるところにより実施する。

(3) 事業実績の作成及び提出

木質ペレット安定価格支援事業の事業実施主体は、令和8年3月末までに事業を完了し、令和8年4月20日までに事業実績書を作成の上、直接、県農政水産部長へ提出するものとする。

栽培環境改善緊急支援事業の事業実施主体は、令和9年2月末までに事業を完了し、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月10日のいずれか早い期日までに事業実績書を作成の上、所管する支庁・振興局の長に提出するものとする。

(別添) 栽培環境改善緊急支援事業の補助対象取組の詳細と優先事項

1 ハウス長寿命化・機能向上

項目	対象となる取組	優先事項（事業計画書提出時点）
改修	・柱、パイプ、谷シート等の交換に必要な資材 （被覆資材（ハウスビニルや防虫・被覆ネット、内張等）を除く）	①法定耐用年数を経過したハウスのうち、建設からの経過年数が長いハウス
補強	・作物荷重等の補強資材の追加、止水シート・防風ネットの設置 （被覆資材（ハウスビニルや防虫・被覆ネット、内張等）を除く）	①宮崎県農業用ハウス強靱化緊急対策事業が活用できないハウス ②建設からの経過年数が長いハウス
機能向上 （自動開閉機）	・既存ハウスへの自動開閉機の導入 （付帯設備を含む）	①Dプロ ^{※1} に参加している者 ②Dプロへの参加事前申込済みの者 ③①、②以外の者による既存ハウスへの新規導入

※1：施設園芸のデジタル化プロジェクト

2 栽培環境の改善

項目	対象となる取組	優先事項（事業計画書提出時点）
ヒートポンプの導入（果樹）	・果樹の高温障害対策の取組 （付帯設備を含む）	マンゴーを栽培するハウス ①既にヒートポンプが導入されているハウスへの追加導入 ②更新 ③新規導入
ヒートポンプの導入（花き）	・花きの高温障害対策の取組 （付帯設備を含む）	①スイートピーの高温障害対策を目的とした導入
いちごの高設栽培施設の導入	・いちごの高設栽培施設	①土耕栽培から高設栽培への転換 ②既存の高設栽培施設の改修や更新
いちごの育苗用パイプハウス資材・育苗用ベンチの導入	・いちご育苗用のパイプハウス資材 ^{※1} 、育苗用ベンチ	①パイプハウスとベンチを合わせて導入する者 ②いちごの生産面積が大きい者
露地栽培から施設栽培の転換に資するパイプハウス資材	・露地栽培から施設栽培への転換に資するパイプハウス資材 ^{※2} ・かつ、過去に出荷実績のある者	本県野菜の重点推進品目 ^{※3} のうち、 ①きゅうり ②ピーマン ③トマト ④いちご ⑤その他重点推進品目 ⑥戦略品目 ^{※4} の順とし、取組面積が大きいものを優先

※1、2：基礎石のない簡易なパイプハウス

※3、4：「宮崎の園芸2025」のⅢ振興方針を参照